

## 別紙: サービス内容説明書

## 1. 介護保険給付サービス

R3.4

種類	内 容
食 事 の 介 助	・栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食事の提供に要する費用は給付対象外です) ・栄養士による食材の監修により、新鮮で安価な食材を提供します。
排 泄 の 介 助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツを使用する方に対しては、利用者の状況に応じて随時交換を行います。
入 浴 の 介 助	・寝たきり等でも座位の取れる方は機械を用いての入浴も可能です。
着 替 え 等 の 介 助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。
機 能 訓 練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。
健 康 管 理	・常に入所者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。
相 談 及 び 援 助	・当施設は、入所者及びそのご家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送 迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、来所が困難な方は、リフト付の送迎車で送迎を行います。
レクリエーション・行事	・当施設では、施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。／実費の場合もあります
ク ラ ブ 活 動	・専門家による、華道、書道、美術等に係る材料費や諸経費／原則無料です
個 別 機 能 訓 練 ( I )	機能訓練指導員等が利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合加算されます。
個 別 機 能 訓 練 ( II )	機能訓練指導員等が利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、当該計画にもとづき、利用者の生活機能向上を目的とする項目を、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っている場合に加算されます。
運 動 器 機 能 向 上 加 算	総合事業対象者に運動器機能向上を目的とし、個別に運動器機能サービスを行った場合に加算されます。

## 2. 介護保険基本報酬と加算・減算の内訳

<b>【岐阜市地域区分・負担割合】</b>	1ヶ月のご利用日数に応じて算出された合計単位数に10.27円を乗じた金額が、ご利用料金になります。利用者様はその1割もしくは2割又は3割をご負担いただくことになります。 ◀岐阜市地域区分(6等級)1単位=10.27円▶
<b>【通所介護・通常規模型】</b> 7時間～8時間 ①(9:30～16:30)	<b>【基本報酬】</b> 要介護1:655単位 要介護2:773単位 要介護3:896単位 要介護4:1,018単位 要介護5:1,142単位 <b>【加算】</b> ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 5.9%(総単位数の)／月 ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1.0%(総単位数の)／月 <b>【送迎減算】</b> 居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道に付47単位の単位数を減算します。
<b>【通所介護・機能訓練型】</b> 3時間～4時間 ②(9:00～12:00) ③(13:30～16:30)	<b>【基本報酬】</b> 要介護1:368単位 要介護2:421単位 要介護3:477単位 要介護4:530単位 要介護5:585単位 3～4時間のご利用の場合は入浴、昼食、おやつはありません。
<b>【総合事業】・【事業対象者】</b> <b>【通所介護相当サービス】</b> 7時間～8時間 <b>月額制(9:30～16:30)</b>	<b>【基本報酬】</b> 月額制(1ヶ月に付)・通所型独自サービス「1」:1,672単位 通所型独自サービス「2」:3,428単位 <b>【加算】</b> (1ヶ月・総単位数の)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 5.9% ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1.0%
<b>【総合事業】・【事業対象者】</b> <b>【通所介護相当サービス】</b> 7時間～8時間 <b>回数制(9:30～16:30)</b>	<b>【基本報酬】</b> 回数制(1回に付)・通所介護型独自サービス「1」:384単位／回(月4回まで) ・通所型独自サービス「2」:395単位／回(月8回まで) <b>【加算】</b> (1ヶ月・総単位数の)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 5.9% ・特定介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1.0%
<b>入浴介助加算</b>	<b>【通所介護】</b> 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行う。40単位/日
<b>個別機能訓練加算</b>	<b>【通所介護】</b> 個別機能訓練加算(Ⅰ)85単位/日、個別機能訓練加算(Ⅱ)20単位/月
<b>運動器機能向上加算</b>	<b>【総合事業】</b> 運動器機能向上サービス225単位/月
<b>科学的介護推進体制加算</b>	<b>【通所介護】</b> 【総合事業】国の新たなデータベース「LIFE」に幅広い関連情報を提供する。利用者1人ごとに40単位/月を算定できる
<b>新型コロナウイルス感染症への対応</b>	<b>【通所介護】</b> 【総合事業】令和3年9月30日までの上乗せ。所定単位数の0.1%。/月
<b>【自費負担額】</b>	・お食事代(おやつ代)870円(昼食代760円・おやつ代65円) ・おむつ代110円